

## 控訴状

2021(令和3)年5月20日

東京高等裁判所 御中

訴訟物の価額 4,838,110円(明細は次頁に記載)  
ちょう用印紙額 45,000円

### 控訴人(原告)

住所 〒■■■■ 東京都足立区■■■■  
氏名 半澤 一宣(はんざわ・かずのり)  
自宅電話 ■■■■(留守電、携帯、FAXは無)

### 被控訴人(被告)

- 住所(所在地) 〒530-8341 大阪市北区芝田二丁目4番24号  
氏名(会社名・代表者名) 西日本旅客鉄道株式会社(JR西日本)  
代表取締役 長谷川 一明  
電話番号(非公開のため不明)
  - 住所(所在地) 〒450-6101 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号  
氏名(会社名・代表者名) 東海旅客鉄道株式会社(JR東海)  
代表取締役 金子 慎  
電話番号(非公開のため不明)
  - 住所(所在地) 〒812-8566 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号  
氏名(会社名・代表者名) 九州旅客鉄道株式会社(JR九州)  
代表取締役 青柳 俊彦  
電話番号(非公開のため不明)
- 被告3名訴訟代理人弁護士 西田 智幸  
同 高田 翔行

上記当事者間の、

東京地方裁判所 令和元年(ワ)第33338号

新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

について、同裁判所が2021(令和3)年5月10日に言い渡した判決に不服がございますので、控訴を提起します。

### 第1 原判決(主文)の表示

- 原告の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

### 第2 控訴の趣旨

- 原判決を破棄する。

2. 被控訴人 J R 西日本、J R 東海、及び J R 九州（以下「被控訴人ら」といいます）は、東海道～山陽～九州新幹線で運行する全車両の喫煙ルームを廃止（閉鎖）し、全列車を完全禁煙とせよ。
3. 被控訴人 J R 西日本は、控訴人に対して、次の金員を支払え。  
 金38,110円  
 但し、下記 と の合計額として  
 控訴人が 2019（令和元）年 8 月 6 日に広島 東京間で「のぞみ 138 号」に乗車した際の運賃及び新幹線特急料金の払戻額として、金18,110円  
 上記「のぞみ 138 号」の車掌の失行によって控訴人が受けた精神的苦痛に対する慰謝料として、金20,000円
4. 訴訟費用は、第 1 審、第 2 審とも、被控訴人 J R 西日本の負担とする。  
 との判決を求めます。

### 第 3 控訴の理由

追って控訴理由書を提出します。

### 添付書類

控訴状正本（裁判所の分として）	1 通
控訴状副本（被控訴人 3 名の分として）	3 通
被控訴人 3 名（3 社）の代表者事項証明書	3 通

### 参考：訴訟物の価額の明細

控訴の趣旨 での項番	内訳	価額
2	被控訴人 J R 西日本への喫煙ルーム廃止請求に係る分	1,600,000円
2	被控訴人 J R 東海への喫煙ルーム廃止請求に係る分	1,600,000円
2	被控訴人 J R 九州への喫煙ルーム廃止請求に係る分	1,600,000円
3 の	新幹線の運賃及び特急料金の払戻請求に係る分	18,110円
3 の	精神的苦痛に対する慰謝料の請求に係る分	20,000円
	合計	4,838,110円

### その他（口頭弁論を開く曜日・時間帯についての要望）

控訴人は、勤務先では原則として月曜日（月曜日が祝日や振替休日の場合は翌火曜日）が公休日とされており、それ以外の日は連日、午後から夜間にかけての勤務を指定されています。

よって口頭弁論を開くのは月曜日（同上）の午後か、それ以外の日の場合は午前中なるべく早い時間帯としていただけますよう、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

以上